

羽村市環境審議会の傍聴に関する定め

平成 30 年 12 月 20 日

審 議 会 決 定

(趣旨)

第 1 条 この定めは、羽村市環境審議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第 2 条 傍聴人の数は 5 人以内とし、傍聴希望者が定員を超えるときは抽選により決定する。

2 前項にかかわらず、出席委員の過半数が特に必要と認めた場合においては定員を超えて傍聴することができる。

(傍聴の手続き)

第 3 条 傍聴人は、会議の当日、所定の場所において、羽村市環境審議会傍聴人名簿に自己の氏名、住所及び連絡先を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第 4 条 傍聴人は、指定された場所に着席しなければならない。

(傍聴席への入場禁止)

第 5 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 議事を妨害し、人に危害や迷惑を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第 6 条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員の発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛を旨とし、談論、高笑等、会議の進行に影響のある言動をしないこと。
- (3) 会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 帽子、腕章、鉢巻き等の類を着用しないこと。
- (5) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (6) 傍聴により知り得た情報により、審議会若しくは特定委員を中傷するような行為又は類する行為を行わないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 傍聴席において写真、映像等の撮影又は録音をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(会議の非公開)

第8条 会長は、会議に諮り、出席委員の過半数が必要と認めたときは、その日の会議の全部または一部を非公開とすることができる。

(委任)

第9条 この定めによるもののほか、審議会の傍聴等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この定めは、平成30年12月20日から施行する。